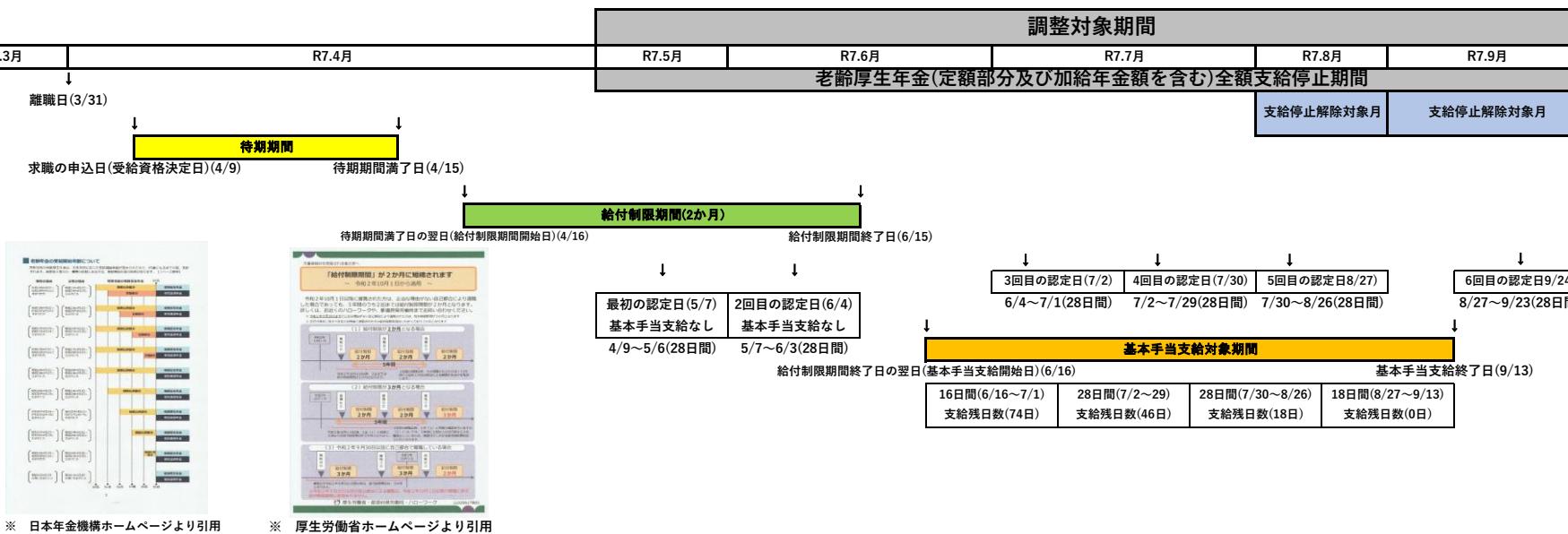


### 雇用保険の失業給付と老齢厚生年金との調整

(特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者であって、基本手当の受給資格を有する65歳未満の者が対象となる制度)(日本年機構ホームページより引用したPDF添付)



#### <事例について>

- ・離職日➡令和7年3月31日
- ・生年月日➡昭和36年3月31日
- ・特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金(上記図表をご参照ください)の受給権発生日➡64歳に達した日(令和7年3月30)
- ・当該年金の支給開始月➡令和7年4月分から
- ・当該年金が支給停止とされるのは➡求職の申込みをした日の属する月の翌月、つまり令和7年5月分から  
従って、当該年金の認定請求を令和7年3月に行っていれば、令和7年4月分(5月分については支給停止されます)については、同年6月13日に支給されることになります。
- ・この方は、自己都合退職ということで、待期期間経過後2か月間の給付制限(令和2年10月1日から2か月へ変更されています)を受けることになります。  
ただし、離職日が令和7年4月1日以後であれば、給付制限期間は1か月となります。(PDF添付※)
- ・この方の場合、一般的の受給資格者として、算定基礎期間(つまり、被保険者であった期間のこと)が10年未満であったことから、基本手当の所定給付日数は90日となっています。
- ・この方の場合、時系列に見いくと、「①待期期間(R7.4/9~15までの7日間)」「②給付制限期間(R7.4/16~6/15までの2か月間)」「③基本手当支給対象期間(R7.6/16~9/13までの90日間)」で、その内、①と②は「**基本手当を受けた日とみなされる日**」(失業の認定日において失業していることについての認定を受けた日のうち、基本手当の支給に係る日の日数に相当する日数分の当該失業の認定日の直前の各日のことを言うそうです。とにかく、難解な表現ですが、要するに、「**基本手当支給対象期間にある日数**」のことだと思ってください)に準ずる日として政令で定める日」となり、③は「実際に**基本手当を受けた日とみなされる日**」)となり、①から③までは令和7年4月から9月までの期間内に納まっているわけですが、さらに、その内、当該年金が支給停止となるのは求職の申込みをした日の属する月の翌月である5月から所定給付日数分の基本手当の支給が終わった日(9/13)の属する月である9月までです。そして、この5月から9月までの期間のことを「**調整対象期間**」というわけです。

#### (事後精算について)

- この方の基本手当に係る所定給付日数が90日であるにもかかわらず、この方が受給することになった特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金についてはその支給停止期間が5か月に亘っており、支給停止月数5-基本手当の支給を受けた日とみなされる日数90/30=2に関しては、当該年金の支給停止が過剰になっている状況です。このような場合は、当該算式によって導き出された「2」については、支給停止が行われなかつたものとみなして、つまり、直近の各月について遡って支給停止が解除されることになっています。このことを「**事後精算**」と言います。なお、上記下線部分の値が未満の場合には、1に切り上げることになっています。
- ・上記事例では、離職日前に特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金の受給権が発生していますが、離職後に発生した場合には、当該年金の支給停止は当該年金の受給権が発生した日の属する月の翌月からとなります。また、一旦、求職の申込みをしてしまうと、当該年金の支給停止は止められないとされていますので、認定日ごとに算定される基本手当の額(28日分)と当該年金額の1/12の額とを比較して、多いほうを選択するという手法もあります。当該年金のほうが多い場合には、求職の申込みはしないようにします。

※ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要」及び「雇用保険に関する業務取扱要領(令和8年1月1日以降)(一部抜粋)」とするリーフレット(いずれも厚生労働省ホームページより引用)を添付しています。ご参照ください。